

高等学校におけるホームページを利用した校則の情報公開状況に関する研究 2021 年静岡県実態調査

著者	尾形 加奈恵, 本多 明生
雑誌名	静岡理工科大学紀要
巻	30
ページ	47-54
発行年	2022-08-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1617/00000297/

高等学校におけるホームページを利用した校則の情報公開状況に関する研究

—2021年静岡県実態調査—

Web-based Information Disclosure about High School Regulations:
The 2021 Shizuoka Prefectural Survey尾形 加奈恵*, 本多 明生*
Kanae OGATA and Akio HONDA

Abstract: The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology recommends that schools actively release information to parents, local residents, and other concerned persons. Such information includes school regulations. This study surveyed high schools in Shizuoka Prefecture to elucidate whether they released information about school regulations using their websites. Results revealed that almost no schools published information about their school regulations on their websites. The reasons were mainly “because we distribute written school regulations to current students” and “because we have never considered school regulations as something to be released to the public on websites.”

1. はじめに

校則は「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。」と文部科学省により定められている¹⁾。校則は、学校が教育目標を達成するために必要かつ合理的範囲内において定められるもので、校則を制定する権限とその運用は学校運営の責任者である校長にある。校則の内容は学校によって異なるが、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化することから、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならぬ、とされている²⁾。

昨今、一部の学校で必要かつ合理的な範囲を逸脱している校則（いわゆる「ブラック校則」）が存在するという問題が広く知られるようになったことで、校則に関する議論が盛んになってきている。「ブラック校則」が問題となった事例は、生来の茶髪を黒髪に染めてくるように指導を受けた生徒やその保護者が「体罰」であると主張したケースや、同様の内容で訴訟へと発展したケースなどが知られている^{2),3)}。文部科学省は、このような状況と経緯から、2021年6月に「校則の見直し等に関する取組事例について」という通知を出しており⁴⁾、校則の見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例や、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例を取り上げて紹介している。

情報化が進んだ今日では、学校がホームページ上で様々

な情報を公開し、それを利用者が必要に応じて確認し、役立てるという仕組みは全国的に整備されてきている。文部科学省が刊行した「学校評価ガイドライン [平成28年改訂]」⁵⁾によれば、学校教育法第43条において、学校から保護者や地域住民、その他関係者に対して積極的に情報公開を行うことが推奨されており、提供する情報の例についても言及されている。その情報には、教育目標や住所と同列のものとして校則も含まれている。そして、校則の情報公開に関する過去研究⁶⁾によれば「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について」⁷⁾で「生徒への懲戒に関する内容や運用基準について生徒や保護者等に周知することを徹底すること」が学校に通知されている。このように、これまで校則の情報公開を促す働きかけが度々行われてきたにも関わらず、学校でホームページを利用した校則の情報公開が進まないのはなぜだろうか。

以上の背景とそこから生じた疑問から、本研究は、静岡県内の高等学校を対象に、ホームページを利用した校則の情報公開が実施されている割合を調査するとともに、ホームページで校則が公開されていない理由と、ホームページによる校則の情報公開の促進に関する要因を検討した。具体的には、本研究の内容は、静岡県内の高等学校のホームページの情報公開の内容をデータベース作成によって検討した事前調査A、ホームページによる校則の情報公開を行った地域の教育委員会に対して電話による聞き取りを行った事前調査B、校則のホームページによる情報公開が行われていない理由と促進されるための要因を調査票によって検討する本調査から構成されていた。

2. 事前調査 A

2.1 目的

静岡県内の高等学校のホームページで公開されている情報を調べることで、ホームページを利用した校則の情報公開の現状を把握することを目的とした。

2.2 方法

(1) 調査対象

静岡県内の高等学校 134 校 (139 校中, 分校 5 校を除く) のうち, 無作為抽出 (30%) した 40 校であった。

(2) 手続き

静岡県内の高等学校のホームページを参照して, ホームページ内第 3 層までに記載されている情報をデータベースにまとめた。その情報は「学校評価ガイドライン [平成 28 年改訂]」⁵⁾内の「提供する情報の例」を参考に設定した 41 項目 (教育目標, 経営計画・方針, 教育課程, 指導計画, 研修計画, 財務計画, 校長名, 住所, 電話番号, 周辺案内図, メールアドレス, HP アドレス, 学級数, 生

徒数, 沿革, 特色, 校則, 施設設備, 校舎面積, 行事, 生徒会活動, 部活動, 授業時数・時間割, 学習内容 (科目), 教材, 図書館, 出席率, 生徒指導関連, 入学者の決定方法, 転入・転出児童数, 進路状況・キャリア教育, 保健安全, 防犯対策, 防災対策, 健康診断, カウンセリング, 学校評議員・運営協議会の設置, PTA, 家庭・地域連携, 学校公開・開放, 学校評価) だった。外部のウェブサイトに記載されている情報は分析の対象外とした。

2.3 結果

Figure 1 に結果を示す。全ての調査対象校で公開されていた項目 (情報公開率 100%) は, ホームページアドレス, 住所, 電話番号, 周辺案内図, 学習内容, 部活動だった。

続いて, 進路状況・キャリア教育, 行事が 98%, 教育課程 95%, 保健安全 90% と徐々に減少し, 入学者の決定方法やメールアドレス等の公開率は 50% を下回った。

転入・転出児童数, 出席率, 研修計画, 健康診断, 教材の 5 項目と共に, 今回の調査の目的であった校則の情報公開率は 0% だった。

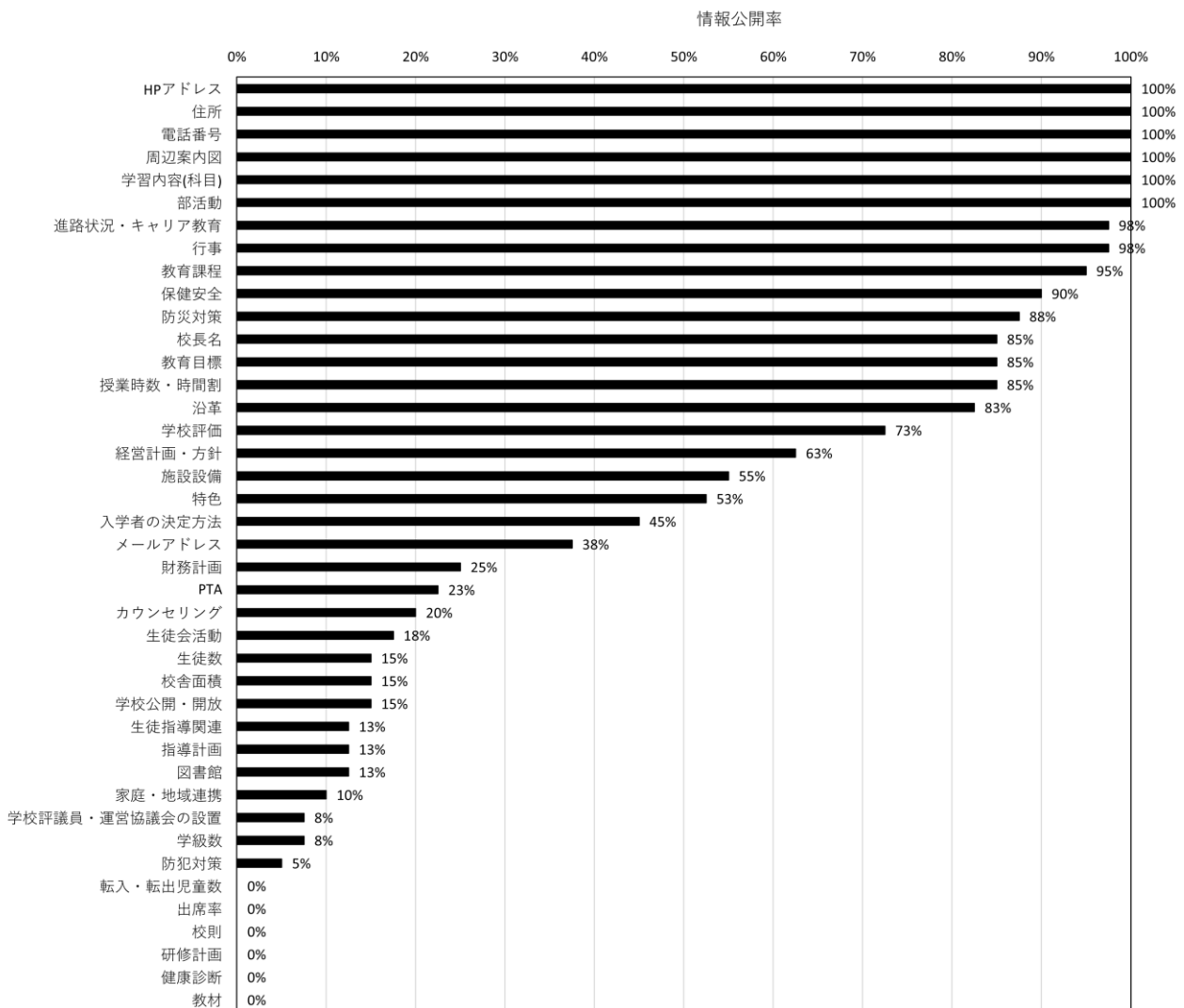


Figure 1. 静岡県内の高等学校のホームページにおける項目別の情報公開率

3. 事前調査 B

3.1 目的

既にホームページによる校則の情報公開を実施した地域の経緯や取り組み内容を把握することを目的とした。

3.2 方法

(1) 調査対象

岐阜県教育委員会学校安全課に協力を求めた。

(2) 手続き

岐阜県教育委員会学校安全課に事前に質問をメールで送付し、電話で回答を得た(2021年8月26日)。質問は、県立の高等学校にホームページを用いた校則の情報公開を促した理由、校則の情報公開に至るまでの詳細な取り組み内容、情報公開を推進する中で見出された障壁や障害についてであった。

3.3 結果

調査は文部科学省が公開した「校則の見直し等に関する取り組み事例について」⁴⁾の別添え資料内にまとめられている、岐阜県教育委員会の取り組み内容に、当時の様子や生じた問題等の補足説明を加えてもらう形で進化した。

岐阜県教育委員会は2018年から県立の高等学校を対象に校則に関する取り組みを実施していた。岐阜県教育委員会が県立高等学校へホームページでの校則の情報公開を促すに至った理由は、生徒・保護者・地域の校則に関する意識を高めるとともに、学校における見直しを促すためであった。

最初の取り組みである校則の見直しを行うよう促す通知は、新聞やテレビなどのメディアに校則に関連した内容が取り上げられることで、全国的に校則への関心が高まってきたことを受けて実施された(この通知がホームページでの校則の公開を促すまでの動きのきっかけとなった)。実態に即した運用や指導ができていないか等の判断は、生徒指導提要进行う伝えられ、学校評議会やPTA会議、生徒会に対して現行の校則に見直しが必要な項目がないか等の意見を聴取するように促された。

2019年の実態調査では、制服着用時の肌着の色を制限する校則を、確認行為自体が人権侵害に当たる可能性があることや、同校則が近年問題視されていることを考慮し、見直し対象とした。また、外泊や旅行の際に学校へ許可を求める制度についても、保護者に監督責任があることでありとみなし、見直しと共に改定が実施された。本来、校則は校長の裁量により決められるものとされているが、これらの校則については、県から一律に要請を行う形で改定された。2019年11月には、2020年2月までにホームページでの校則の情報公開を実施するよう要請が行われた。ホームページへの掲載を求めた理由は前述の通り、生徒・保護者・地域の校則に関する意識を高めるとともに、学校における見直しを促すためであった。また、高等学校は小学校や中学校のような義務教育ではなく、生徒自身が選んで進

学してくるものであることから、校則を知った上で入学してくる方が適しているという考えのもと、入学希望者への校則の周知も実施された。児童生徒・保護者との共通理解を図るため、学校への入学を希望する中学生を対象とした学校説明会で校則の内容等についての説明も行われた。

2021年には、①スクール・ポリシーの策定も考慮し、学校運営協議会等で議論すること、②生徒が考える機会を設置するとともに、改定手続きを明文化するなど、生徒・保護者に周知すること等を含む、校則の見直しに関する再通知がされた。岐阜県教育委員会は、②で校則の改定に必要な手続きがわかるようになり、違和感がある生徒や保護者が声を上げやすく、行動を起こしやすくなるだろうという見通しを立てていた。生徒たちの間で議論を行い、生まれた要望が受け入れられることで、「校則は変えられるものだ」という認識が広まり、時代に合った教育環境を学校全体で作っていく形が築かれるという考えのもと、生徒たちに校則をきっかけに「主体的に社会に参画し自立して社会生活を営む力」を養ってもらいたいという、学校を卒業した後も繋がるような制度の改革を目指していた。

4. 本調査

4.1 目的

事前調査から、(1)静岡県内の高等学校では、ホームページを利用した校則の情報公開が行われていないこと(事前調査A)、(2)文部科学省より情報公開が推進されている項目の中で、ホームページの作成者が考える必要な項目と、閲覧者が考える必要な項目には差異がある可能性があること(事前調査A)、(3)ホームページを利用した情報公開が促進されるためには、校則の見直しや実態調査のような、前段階となるような取り組みが必要であること(事前調査B)が示唆された。

本調査では、事前調査で得られた知見をもとに、調査票を作成して、静岡県内の高等学校における校則の実態調査を行った。本調査の目的は、校則がホームページで公開されていない原因と、ホームページを利用した校則の公開が促進されるために必要となる要因を明らかにすることであった。以下の仮説を設定した。

仮説1: ホームページで校則を公開しない原因は多岐にわたるが、最も多いのは「教育委員会からの要望や意見がないため」である。

仮説2: ホームページで校則が公開されるためには、「教育委員会からの要望や意見があること」、「校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること」をはじめとした要因が関係する。

4.2 調査対象校

静岡県内の高等学校134校(139校中、分校5校を除く)を対象とした。

4.3 調査票

調査票は、はじめに、ホームページを利用した校則の情

報公開が行われていない理由を、16個の選択肢(1. 生徒からの要望や意見がないため、2. 保護者からの要望や意見がないため、3. 地域住民からの要望や意見がないため、4. 受験生(進学を考えている中学生)からの要望や意見がないため、5. 教職員からの要望や意見がないため、6. 教育委員会からの要望や意見がないため、7. 自治体からの要望や意見がないため、8. 公開に適さない校則があるため、9. 校則について議論・確認する時間が確保できていないため、10. 校則を公開することで、学校のイメージが悪化する可能性があるため、11. 校則を公開することで、生徒の募集に影響が及ぶ可能性があるため、12. 校則を公開することで、学校の風紀が乱れる恐れがあるため、13. 教職員が多忙であり、公開する作業が行えないため、14. 在校生に校則を記した資料を配布しているため、15. 校則をホームページで公開する対象として捉えたことがないため、16. その他の理由(自由記述))から複数選択可能な形式で回答することを求めた。

次に、ホームページを利用した校則の情報公開を促進する要因を16個の選択肢(1. 生徒からの要望や意見があること、2. 保護者からの要望や意見があること、3. 地域住民からの要望や意見があること、4. 受験生(進学を考えている中学生)からの要望や意見があること、5. 教職員からの要望や意見があること、6. 教育委員会等からの要望や意見があること、7. 自治体からの要望や意見があること、8. 校則に関する事件や裁判などの社会的な注目を集める出来事が起きること、9. 近隣の学校が校則の情報公開をスタートすること、10. 校則を公開する意義がこれまで以上に社会的に明らかになること、11. 公開に適さない校則の見直しが進むこと、12. 学校の風紀が安定していること、13. ホームページを管理できる人員が増えること、14. 教職員の業務内容・量等が改善されること、15. 校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること、16. その他の要因(自由記述))から複数回答可能な形式で回答することを求めた。

次に、回答者の学校で現在ホームページにおける校則の情報公開が行われているか、今後公開を行う予定があるか、これまでに校則に関連したトラブルが起こったことがあるか、校則の内容の見直しや公開に関連する議論を実施しているか、の4つの質問に対して、はい・いいえの択一形式で回答することを求めた。最後に、回答者の情報(役職、勤務校の大まかな所在地、規模)を尋ねた。

調査票はカバーレターとともに調査対象校に2021年11月1日に発送された。

4.4 結果

2021年12月16日までの回答を求めたところ、2021年12月17日までに60校(公立校37校、私立校21校、未回答2校)から回答が得られた(回収率44.8%)。

地域は、西部19校、中部22校、東部15校、伊豆2校、未回答2校で、児童生徒数は200人未満0校、200~399

人5校、400~599人19校、600~799人9校、800~999人15校、1000人以上10校、未回答2校だった。

回答者は校長14校、教頭25校、その他19校(副教頭、生徒課長、生徒指導部長等)、未回答2校だった。回答者の勤続年数は1年目14校、2年目12校、3年目6校、4年目1校、5年以上25校、未回答2校だった。

ホームページを利用した校則の情報公開を実施している学校は2校(3.3%)、ホームページでの校則の公開を行う予定があると回答した学校は6校(10.0%)だった。ホームページ以外の方法で校則の情報公開を行っている学校は38校(63.3%)、校則に関連したトラブルが発生したことがある学校は14校(23.3%)、校則の内容の見直しや公開に関する議論等を行っている学校は39校(65.0%)、生徒や保護者、他の教職員から校則の情報公開に関する相談を受けたことがある学校は3校(5.0%)だった。

(1) ホームページを利用した校則の情報公開が行われていない理由

Figure 2に結果を示す。選択肢の中から当てはまるものを全て回答するよう求めたため、回答を得られた学校のうちの何%がそれぞれの項目を選択したかを示している。

選択肢の中で最も選択した学校が多かったのは「14. 在校生に校則を記した資料を配布しているため」で85.0%の学校が選択していた。一方、最も回答数が少なかったのは「12. 校則を公開することで、学校の風紀が乱れる恐れがあるため」の3.3%であった。

各項目に対して二項検定を行ったところ、「14. 在校生に校則を記した資料を配布しているため」、「15. 校則をホームページで公開する対象として捉えたことがないため」は選択している学校数が有意に多かった($p < .05$) (項目全体の12.5% : Figure 2で黒色棒グラフ表記)。

一方、「12. 校則を公開することで、生徒の募集に影響が及ぶ可能性があるため」(10.0%)以下の回答率を示した7項目は当該項目が選択されにくいことが示された($p < .05$) (項目全体の43.8% : Figure 2で白色棒グラフ表記)。

「1. 生徒からの要望や意見がないため」(50.0%)、「2. 保護者からの要望や意見がないため」(50.0%)、「5. 教職員からの要望や意見がないため」(50.0%)、「3. 地域住民からの要望や意見がないため」(41.7%)、「4. 受験生(進学を考えている中学生)からの要望や意見がないため」(41.7%)、「6. 教育委員会からの要望や意見がないため」(41.7%)、「7. 自治体からの要望や意見がないため」(36.7%)は、選択している学校数と選択していない学校数が拮抗していた($p = n.s$) (項目全体の43.8% : Figure 2で灰色棒グラフ表記)。

その他、自由記述にて「必要がないため」、「マスコミが、興味本位で学校叩きを使うため」、「現在、校則見直し中のため」、「受験前に中学校側へ校則に準ずる学校の教育方針について説明し、受験生、保護者が知った上で受験し、入学前のオリエンテーションではさらに詳しく説明して

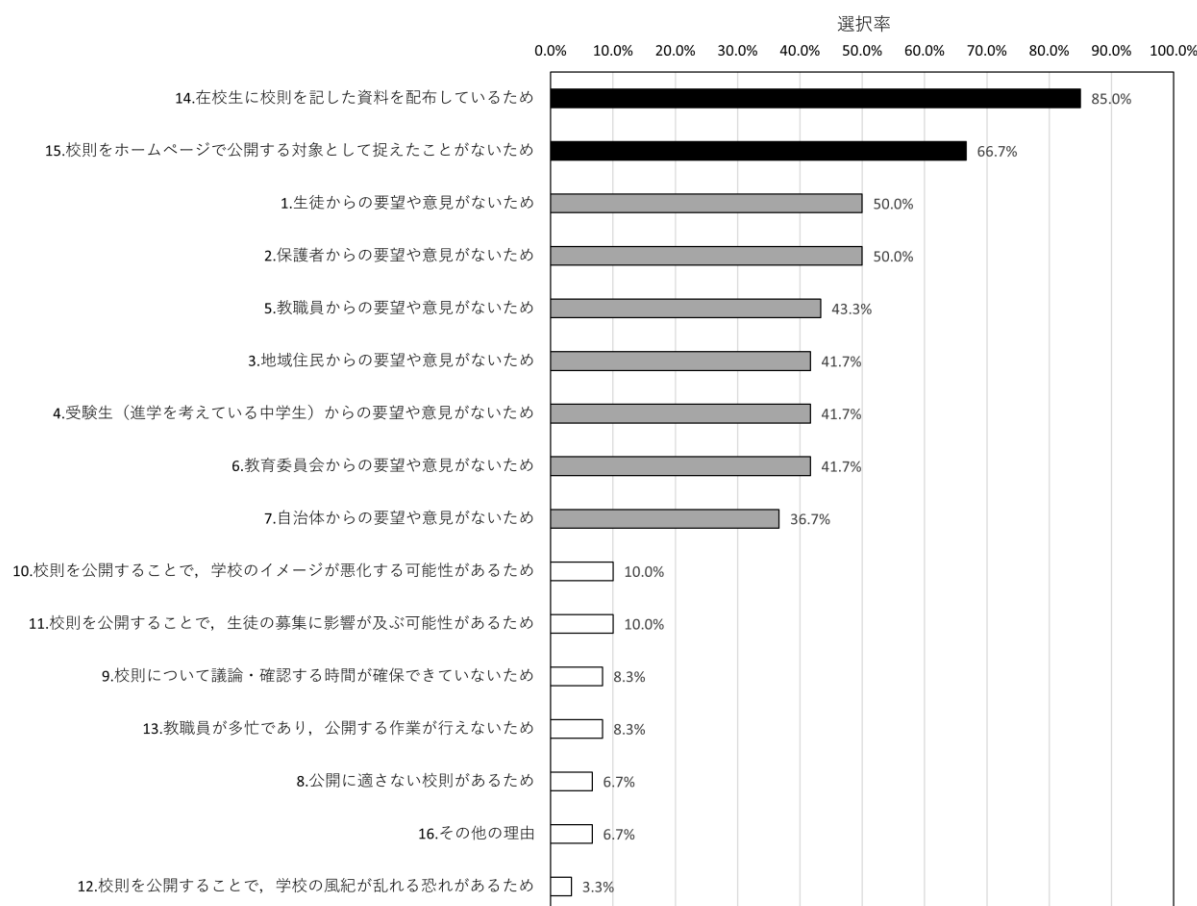


Figure 2. ホームページを利用した校則の情報公開が行われていない理由の選択率

おり、これまで裁判になるようなトラブルは起きていない」などの回答が得られた。

(2) ホームページを利用した校則の情報公開を促進する要因

Figure 3 に結果を示す。なお、本質問項目も、選択肢の中から当てはまるものを全て回答するよう求めたため、回答が得られた学校のうちの何%がそれぞれの項目を選択したかを示している。

校則の情報公開を促進する要因を問うこの質問では、校則の情報公開が行われない理由を問う質問とは異なり、特出して選択される項目は認められなかった。

全選択肢の中で最も多く回答された項目は、「10. 校則を公開する意義がこれまで以上に明らかになること」(58.3%)であった。次に回答率が多かったのは、「6. 教育委員会からの要望や意見があること」(51.7%)、「15. 校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること」(50.0%)の2項目であった。

回答率が最も低かった項目は「11. 公開に適さない校則の見直しが進むこと」(3.3%)であり、「8. 校則に関する事件や裁判などの社会的な注目を集める出来事が起きること」も回答率は6.7%と、1割に満たなかった。

各項目に対して二項検定を行ったところ、選択している学校数が有意に多い項目は存在しなかった ($ps < .05$)。

「2. 保護者からの要望や意見があること」(35.0%)以下の回答率を示した13項目(項目全体の81.3% : Figure 3で白色棒グラフ表記)は選択されにくいことが示された ($ps < .05$)。

選択肢の中で回答率が高かった「10. 校則を公開する意義がこれまで以上に明らかになること」(58.3%)、「6. 教育委員会からの要望や意見があること」(51.7%)、「15. 校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること」(50.0%)は、選択した学校と選択しなかった学校の数が拮抗していた ($ps = ns$) (項目全体の18.8% : Figure 3で灰色棒グラフ表記)。

自由記述には「中学生の受験校選考の資料になり得るため」、「明確なメリットが確認できた場合」などの回答が得られた。

4. 5 考察

ホームページを利用した校則の情報公開が行われていない理由を問う質問では、「14. 在校生に校則を記した資料を配布しているため」、「15. 校則をホームページで公開する対象として捉えたことがないため」の二つが多く回答を得ていたため、仮説1は支持されなかった。

そして、ホームページを利用した校則の情報公開を促進する要因を問う質問においては、「10. 校則を公開する意義がこれまで以上に明らかになること」、「6. 教育委員会

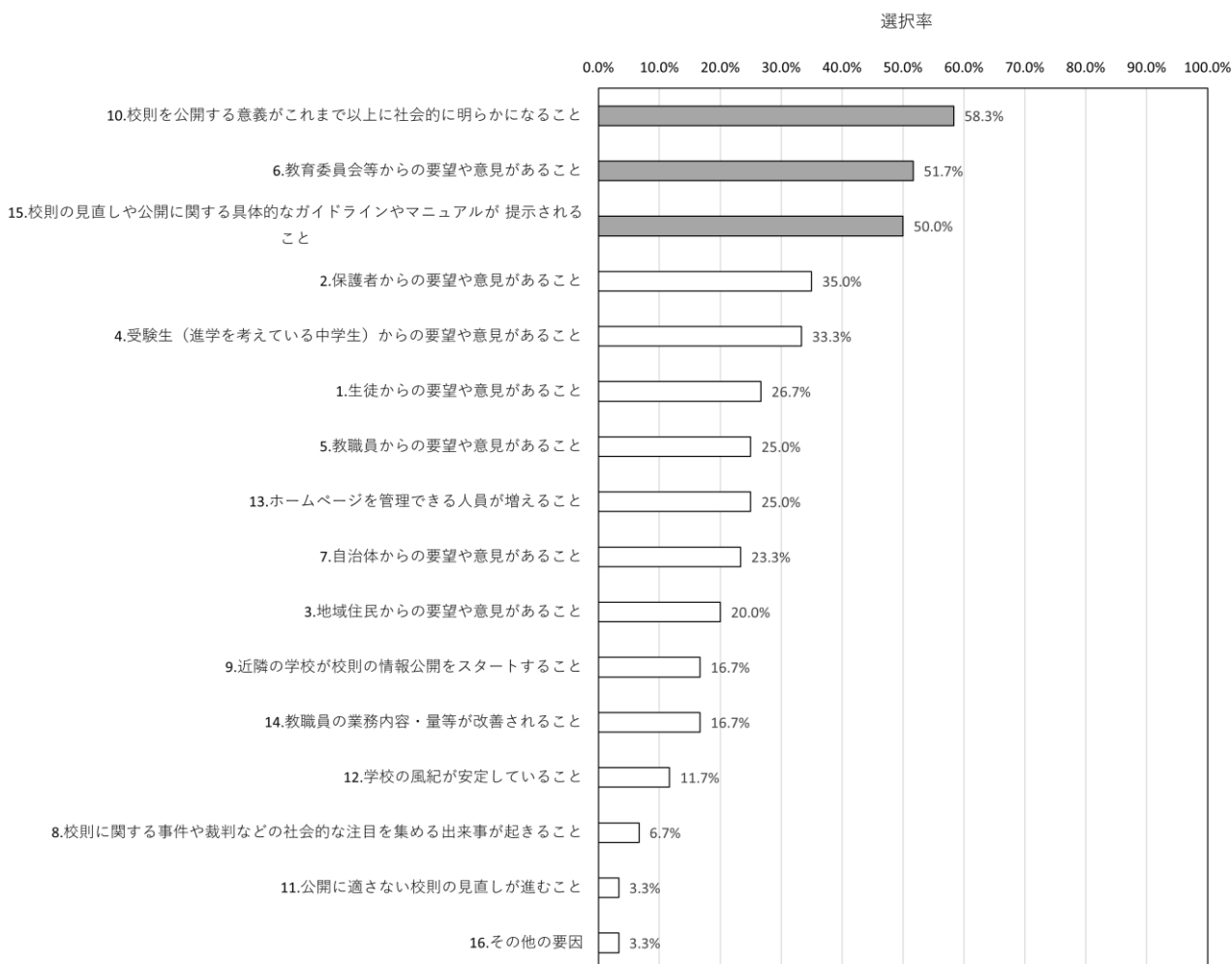


Figure 3. ホームページを利用した校則の情報公開を促進する要因の選択率

からの要望や意見があること」, 「15. 校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること」が多く選択されたものの, 選択した学校と選択しなかった学校の数が拮抗していた。したがって, 仮説2は一部支持された, と考える。

はじめに, 仮説1について考察する。調査結果から, ホームページを利用した校則の公開が行われない理由として多くの学校があげたのは「14. 在校生に校則を記した資料を配布しているため」, 「15. 校則をホームページで公開する対象として捉えたことがないため」の二つであった。一方, 仮説で最も多く選択されると予想していた項目は「6. 教育委員会からの要望や意見がないため」だったが, 当該項目の選択率は特出していなかった。仮説1は, 校則がメディアに取り上げられている状況や, 県単位で校則の情報公開に動いた前例があったことなどを鑑みて「ホームページでの校則の情報公開が実施されるのが理想である」と考えて設定したが, 現状では, 高等学校において, 校則は在校生などの学校関係者（内部）向けの情報として認識されている可能性が高く, それが校則をホームページで公開しないことに関係しているのかもしれない。したがって, 「15. 校則をホームページで公開する対象として捉えた

ことがないため」を選ぶ学校も多かった, と考察する。

次に, 仮説2について考察する。仮説2は, ホームページを利用した校則の情報公開が促進されるには「教育委員会からの要望や意見があること」, 「校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること」をはじめとする要因が関係するとしたが, 今回の調査では仮説は一部の支持にとどまった。

ホームページを利用した情報公開を促進する要因を問う項目では, 特出して回答を集めた項目はなかったことから, どの要因が情報公開に作用するのかを特定するには至らなかった。このように, ホームページを利用した情報公開を促進する要因を特定することができなかったのは, 多くの高等学校が校則の情報公開に疑問を持っていることが影響したと考察する。実際, 選択した学校と選択しなかった学校の数が拮抗していたものの, ホームページを利用した校則の情報公開を促進する要因として「10. 校則を公開する意義がこれまで以上に明らかになること」を選ぶ高等学校は半数程度にのぼっていた。

そして「学校評価ガイドライン [平成28年度改定]⁵⁾」によれば, 学校教員らの意見だけで校則を決めず, 生徒や保護者等に意見を求めつつ実態に即した運営が行えるよ

うに改定していくのが良いとされているが、高等学校が独自に実態に即した判断を主体的に行うということは難しいかもしれない。「6. 教育委員会からの要望や意見があること」を選択した高等学校は半数程度にのぼっていたが、高等学校にとっては「教育委員会からの要望や意見があること」がそのような判断を行う際に関係するのではないだろうか。同じく「15. 校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること」を選択した高等学校も半数程度にのぼっていたことから、学校は校則を改定するための具体的な指針が提示されることも求めている、と解釈するのが妥当だろう。

これらの知見をまとめると、校則の情報公開に関する高等学校の疑問を軽減して校則の情報公開を促進するためには、教育委員会から校則を情報公開する意義を伝えること、さらに運用の指針となるガイドラインやマニュアルも提示することが有効かもしれない。これは岐阜県教育委員会の実践例と概ね一致する。

校則の情報公開を促進する要因を問う選択肢は、多くの学校（95%）が1つ以上の選択肢を選んでいったが（平均選択数：4.1）、ホームページを利用した校則の情報公開が行われていない理由を問う質問（平均選択数：5.1）と比較すると、各校の平均選択数がやや少なかった。この結果は、仮説1が支持されなかった理由と同じく、校則を在校生向けの情報であると捉えている学校が多かったこと、そのため要因を選択して回答することが困難だったことに関係するかもしれない。例えば、校則を情報公開の対象として認識したことがなかった学校は選択することが難しかったのではないかと考察する。

5. 総合的考察

本研究は、静岡県内の高等学校を対象に、ホームページを利用した校則の情報公開の実態と情報公開の関係要因を明らかにすることを目的とした。

事前調査 A と本調査の結果から、静岡県内の高等学校ではホームページを利用した校則の情報公開がほとんど行われていないことが明らかになった。その主な理由は、「在校生に校則を記した資料を配布しているため」、「校則をホームページで公開する対象として捉えたことがないため」の二つを選択した学校が多かった。さらに「校則を公開することで、生徒の募集に影響が及ぶ可能性があるため」、「校則を公開することで、学校のイメージが悪化する可能性があるため」、「校則を公開することで、学校の風紀が乱れる恐れがあるため」の選択率が低かったことから、校則を情報公開することで生じる学校へのマイナスの影響への懸念が情報公開を阻害しているわけではないことが示された。そして「校則について議論・確認する時間が確保できていないため」、「教職員が多忙であり、公開する作業が行えないため」、「公開に適さない校則があるため」の選択率が低かったことは、学校における校則の見直しが

不十分であること、そのような作業を行うことができない状況（例えば、教員の多忙化）が、校則の情報公開を阻害しているわけではないことも示している。

以上の知見をまとめると、静岡県内の高等学校でホームページを利用した校則の情報公開がほとんど行われていないのは、学校が校則を在校生向けの情報として認識していることに関係しており、学校へのマイナスの影響の懸念や校則の見直しが不十分であること、教職員の多忙化などが影響している可能性は低い、と結論付ける。

ホームページを利用した校則の情報公開を促進する要因の結果からは、特出して回答を集めた項目はなかったが、校則を情報公開する意義をこれまで以上に明らかにすべきであると回答した学校が多かった。そして「教育委員会からの要望や意見があること」、「校則の見直しや公開に関する具体的なガイドラインやマニュアルが提示されること」をあげる学校も同程度存在した。したがって、今後、ホームページを利用した校則の情報公開を促進するためには、教育委員会から学校に対して校則を情報公開する意義を明確に伝えること、さらに運用の指針となるガイドラインやマニュアルも提示することが有効かもしれない。

最後に、校則と情報公開の問題について自由記述の結果を利用して探索的に考察する。現在、校則は、生徒が参加できる場を通じて主体的に考えさせる機会を設けることや、PTAにアンケートをすることを推奨するなど、学校内部、教員だけの意見で校則を定めるのではなく、学校関係者の意見に耳を傾ける制度のもと見直しを行うことが望ましい、とされている⁷⁾。自由記述欄には興味深い意見が多数寄せられた。例えば、校則は校内のルールであるため、情報公開する必要はないという意見があれば、校則の情報公開は推進されるべきであるという意見もあった。メリット・デメリットが明らかになることが必要だという声もあり、校則の情報公開に際して発生すると思われる問題点や、それまでの障害に関しても様々な回答が得られた。

校則が情報公開されるメリットに関しては、入学後のミスマッチを防ぐためといった意見があった。他にも、受験する高等学校を選択する中学生が校則を一つの基準とする可能性があることや、他校の校則の実態が確認できることで、校則の改定や見直しに関する議論が進むというメリットもあると考えられる。生徒主導での校則の見直しを行ってほしいという意見も散見されたが、校則に関する情報公開が今後促進されれば、他の高等学校の校則を例に挙げて、生徒から改善を求める意見が学校に寄せられることも増えるかもしれない。もちろん、校則は学校単位での運用が認められていることから、画一化が求められるものではないが、学校で校則に関する議論が行われることは、生徒の主体性を培う機会にもなるだろう。特に、学校の教職員、保護者、生徒の三者の協同による学校づくりは、生徒の学校参加・社会参加を促す仕掛けとして重要である⁸⁾。

デメリットについては、ホームページで校則の情報公開

を行うと、変更が生じるたびに更新作業が必要となるため、見直しや改定のブレーキとなる可能性がある点や、ホームページ管理業務の増大に伴った、人員や時間の確保が必要となる点があげられた。マスコミや学校に全く関係のない人々が校則の内容に過剰に触れてくることのある現状では、公開するのは難しいといった意見もあった。さらに、自由記述からは、校則の見直しや改定を実施している学校や、行った方が良く考えている学校があること、時代に即して校則を運用する意識が広まっていることが伺えたが、慎重に検討を行えるよう、ジェンダー対策なども含めた具体的な改定基準や指針が示されること、教育委員会からの助けなどを求める声も寄せられた。昨今、学校では、性的マイノリティの児童生徒に対する支援・配慮の充実が求められている⁹⁾⁻¹²⁾。寄せられた意見の一部はこのような動向とも関係しているのではないかと考える。

今後の課題を述べる。1つ目は、校則の情報公開のニーズに関する研究が必要である。「学校評価ガイドライン[平成28年改訂]」⁵⁾には、ホームページで提供する情報の例の中に含まれてはいるものの、校則がどのくらい情報公開を求められているのかは明確ではない。岐阜県教育委員会が県内高等学校にホームページでの校則の情報公開を促した理由も、校則への関心を高めるとともに、見直しを促すためであり、ニーズに応えるという意識ではなかった。しかし、インタビュー調査内では「高等学校は小学校や中学校のような義務教育ではなく、生徒自身が選んで進学してくるものであることから、校則を知った上で入学してくる方が適している」という考えも示していた。ホームページを利用した校則に関する情報公開が受験生やその他のホームページ閲覧者にとって極めて重要であるならば、高等学校はホームページを利用した校則の情報公開を積極的に検討するかもしれない。したがって、受験を検討している中学生等を対象にした、ホームページを利用した高等学校の校則の情報公開に関する調査が求められる。2つ目に、本研究は静岡県高等学校を対象とした調査であることから、この結果が全国的なものなのか、静岡県に特有のものなのかは明確ではない。この問題は、全国調査を行うことによって解決することができるだろう。

6. まとめ

本研究は、静岡県高等学校を対象に、ホームページを利用した校則の情報公開状況を調べた。その結果、ほぼ全ての高等学校がホームページを利用した校則の情報公開を行っていなかった。その理由は主に「在校生に校則を記した資料を配布しているため」「校則をホームページで公開する対象として捉えたことがないため」だった。今後、高等学校におけるホームページを利用した校則の情報公開を促進するためには、教育委員会から校則を情報公開する意義を伝えること、さらに運用の指針となるガイドラインやマニュアルも提示することが有効かもしれない。

付記

本稿は第二著者が指導を行った第一著者の卒業論文(2021年度静岡理工科大学情報学部卒業研究)を加筆修正したものである。

引用文献

- 1) 文部科学省 (2010) . 生徒指導提要, 205-206.
Retrieved from
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm (2022年2月22日)
- 2) 大津尚志 (2021) . 校則を考える：歴史・現状・国際比較. 晃洋書房.
- 3) 荻上チキ・内田 良 (2018) . ブラック校則：理不尽な苦しみの現実. 東洋館出版社.
- 4) 文部科学省 (2021) . 校則の見直し等に関する取組事例. Retrieved from
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00004.htm (2022年2月22日)
- 5) 文部科学省 (2016) . 学校評価ガイドライン [平成28年改訂] . Retrieved from
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/01/30/1323515_021.pdf (2022年2月22日)
- 6) 岡本信弘・白石義郎 (2017) . 高等学校における校則と生徒指導内規の実際: A 専門学校を事例として. 久留米大学文学部紀要 情報社会学科編, **12**, 49-57.
- 7) 文部科学省 (2010) . 高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について. Retrieved from
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309914.htm (2022年2月22日)
- 8) 原 健 (2021) . 18年目の「三者協議会」大東学園高等学校. 浦野東洋一・勝野正章・中田康彦・宮下与兵衛 (編) 校則, 授業を変える生徒たち: 開かれた学校づくりの実践と研究 (pp. 63-84) , 同時代社.
- 9) 本多明生 (2019). 小中学校のセクシュアル・マイノリティの児童生徒の支援状況に関する探索的研究. 静岡理工科大学紀要, **27**, 23-32.
- 10) 本多明生 (2019) 小中学校における性的マイノリティへの支援の現状と課題：全国調査の自由記述から. 現代性教育研究ジャーナル, **95**, 1-6.
- 11) 本多明生 (2020). 高等学校におけるセクシュアル・マイノリティの生徒への支援に関する調査研究. マツダ財団助成研究報告書: 青少年健全育成関係, **32**, 48-53.
- 12) 本多明生 (2022). 性的マイノリティの児童生徒に対する学校の支援・配慮状況に関する研究: 小学校・中学校・高等学校を対象とした全国調査. 静岡理工科大学紀要, **27**.